

装装制第97号
27.10.1
一部改正 装装制第3997号
令和2年3月18日
一部改正 装管調第6327号
令和7年3月31日

防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

防衛装備庁長官
(公印省略)

標準化調整会議の組織及び運営について（通知）

標記について、装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第21条第7項の規定に基づき、下記のとおり定め、平成27年10月1日から実施することとしたので通知する。

記

- 1 議長に事情があるときは、議長があらかじめ指名する委員が議長の職務を行う。
- 2 議長が委員を招集する必要がないと認めるときは、書面により審議し、かつ、調整をすることができる。
- 3 会議の議題に関し必要な資料は、その議題を提出した防衛省本省の内部部局、施設等機関、幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁において作成し、会議に必要な部数を、あらかじめ、衛生資材に関する事項であるときは人事教育局衛生官に、衛生資材を除く装備品等に関する事項であるときは防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官付補給・管理企画室長に送付するものとする。
- 4 人事教育局衛生官又は防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官付補給・管理企画室長は、当該所掌に関する事項の会議の議事要録を作成し、関係委員に配布する。